

寄宿寮規程

(目的)

第1条 この規程は、亜細亜大学学則第59条第2項に基づき、亜細亜大学（以下「本学」という。）が特定の体育会団体に所属する学生向けに運営する寄宿寮（以下「スポーツ寮」という。）について、基本的事項を定める。

(定義)

第2条 この規程でいうスポーツ寮とは、本学学生が共同生活を通じて自治協同の精神を培い、亜細亜学園の建学精神の体得、高揚に資することを目的として設けられた、次表に掲げる寮をいう。

寮名	運営団体	施設形態
日の出寮	硬式野球部	保有
陸上競技部合宿所	陸上競技部(男子)	
女子陸上競技部合宿所	女子陸上競技部	借上
サッカー部合宿所	サッカー部	

(総括責任者・運営責任者)

第3条 スポーツ寮の総括責任者は、学生部長とする。

2 各寮の運営責任者は、当該運営団体の部長とする。

(寮監・副寮監)

第4条 各寮に、寮監及び副寮監を置くことができる。

2 寮監及び副寮監は、専任職員のうちから、総括責任者の意見を聴いて、学長が任命する。

3 寮監は、日常的な寮生の生活及び寮の衛生状況等を監督し、副寮監は、寮監の補佐を担う。

(寮則)

第5条 運営責任者は、建学の精神及び寮設置の目的に従い、寮生活を自主的かつ円滑に運営するため、寮則を定め、総括責任者へ届け出なければならない。

2 運営責任者は、寮生が遵守すべき寮則を、寮生に周知するものとする。

3 各寮で、寮則に反する行為又はその他、寮生に相応しくない行為をした寮生がいた場合、運営責任者は、総括責任者へ届け出を行い、その寮生に対し退寮を命じることができる。

(入退寮・寮費)

第6条 各寮の寮生の入退寮は、総括責任者へ届け出を行い、運営責任者の責任のもと、それぞれの運営団体が管理する。

2 寮費は各寮の運営団体が寮生から徴収したうえで、毎月一括で大学に納入し、あわせて在寮生名簿を提出する。なお、寮費の納入にあたっては、複数月分の一括納入もできるものとする。

3 寮費の詳細は、別表1～3のとおりとする。なお、寮費に関し、この規程に定めのない事項が生じたときは、都度、スポーツ振興センターと財務課が協議のうえ、決定する。

4 一旦納入した寮費は、原則として、返還しない。

(在寮期間)

第7条 在寮期間は、原則として、4月から翌年3月までとする。

(中途退寮)

第8条 年度途中の退寮は、原則として、認めない。ただし、次の各号の一に該当したときは、退寮することができる。

(1) 疾病又は一身上の理由により、やむをえないと認められたとき。

(2) 運営責任者の申し出により、総括責任者が認めたとき。

2 前項により中途退寮するときは、所定の願い書を運営責任者に提出し、総括責任者の許可を得なければならない。

(退寮命令)

第9条 寮生が次の各号の一に該当したときは、寮監の申し出により、総括責任者が退寮を命ずることがある。

(1) 保健衛生上の理由により、共同生活に適さないと認められたとき。

(2) 共同生活の秩序又は風紀を乱すなど、寮生の本分に反すると認められたとき。

(3) 退学などの理由により、本学学生の身分がなくなったとき。

(4) 学則により懲罰を受けたとき。

(施設等の保全)

第10条 寮生は、スポーツ寮の施設及び備品の維持管理に努めなければならない。

2 寮生は、故意又は過失により、スポーツ寮の施設及び備品に損傷を与えた場合、その原状回復に要する経費を弁償するものとする。

(所管)

第11条 スポーツ寮に関する事務所管は、学生部スポーツ振興センターとする。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表１＜大学が保有する寮（日の出寮・陸上競技部合宿所）の運営経費の負担に関する考え方＞

項目	負担区分	
	大学	運営団体 （寮生）
修繕費（施設設備の補修・メンテナンス代）	○	
賃借費（洗濯機等のリース代等）	○	
人件費（寮の維持管理のための寮監・副寮監手当）	○	
光熱水費（電気代・燃料代・水道代）		○
通信費（電話代・インターネット代等）	○	
消耗品費（施設の管理上必要な清掃用品等）	○	
減価償却額（建設・備品等費用）	○	
委託費（食堂運営費用等）		○
その他経費（施設管理上必要なもの）	○	

別表２＜大学が保有する寮（日の出寮・陸上競技部合宿所）の寮費＞

寮費設定 方法	別表１の区分に基づき、前年度実績を用いて算出された年間の運営団体（寮生）負担経費を12か月で割り、更に各団体の基準寮生数で割った金額を、一人当りの月額寮費（１万円未満切り捨て）とする。
寮費金額	上記「寮費設定方法」に基づき、各寮に設定する寮費は、次の通りとする。 ・硬式野球部 日の出寮 2万円（基準寮生数：90名） ・陸上競技部 陸上競技部合宿所 2万円（基準寮生数：64名）
寮費改定	上記「寮費金額」については、毎年度予算編成時に、前年度実績を用いて再計算を行い、必要に応じて改定を行うものとする。
入寮費	入寮費（上記「寮費金額」とは別に入寮時に徴収する費用）は、設定しない。

別表３＜大学が借り上げて運営する寮（女子陸上競技部合宿所・サッカー一部合宿所）の寮費等＞

運営団体 （寮生） 負担	賃貸人（家主）が定めた家賃全額を寮費として運営団体（寮生）が負担し、寮の光熱水費・通信費等の諸経費についても原則すべて運営団体（寮生）負担とする。
大学 負担	寮生が共有で使用する消耗品又は施設管理上必要な修繕費については、単年度ごとに各寮支援用として所管部署が予算計上した金額を上限に、大学負担とする。